旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 27 年９月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社アルク（グッド・プランニング）　②第３種旅行業　③青森県知事登録旅行業第３－152号　④株式会社アルク　青森県弘前市大字一番町９番地　小山内和寿　⑤本社営業所　青森県弘前市大字一番町９番地　⑥平成27年４月13日　⑨平成27年７月30日　⑩300万円　⑪青森県知事　⑫青森県弘前市大字一番町９番地　株式会社アルク　代表取締役　小山内和寿

Ｃ　①有限会社エル・プランニング　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－5920号　④有限会社エル・プランニング　東京都練馬区田柄一丁目11番12号　代表取締役　栗田哲也　⑤本社営業所　東京都練馬区田柄１－11－12第１ウエノグリーンコーポ106号室　⑥平成19年６月５日　⑨平成27年８月19日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都練馬区田柄一丁目11番12号　有限会社エル・プランニング　代表取締役　栗田哲也

Ｂ　①株式会社Ｒａｖｉｅ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6345号　④株式会社Ｒａｖｉｅ　東京都新宿区新宿５－４－１　代表取締役　郭康久　⑤本社営業所　東京都新宿区新宿５－４－１新宿Ｑフラットビル606　⑥平成22年７月29日　⑧平成27年７月29日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿５－４－１　株式会社Ｒａｖｉｅ　代表取締役　郭康久

Ｃ　①一般社団法人南砺市観光協会　②地域限定旅行業　③富山県知事登録旅行業地域－１号　④一般社団法人南砺市観光協会　富山県南砺市是安206番地22　代表理事　川合誠一　⑤一般社団法人南砺市観光協会　富山県南砺市是安206番地22　⑥平成25年５月21日　⑨平成27年７月24日　⑩100万円　⑪富山県知事　⑫富山県南砺市是安206番地22　一般社団法人南砺市観光協会　代表理事　川合誠一

Ｃ　①株式会社ベストホリデートラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2743号　④株式会社ベストホリデートラベル　大阪府大阪市北区堂山町５－17イーストサイドビル４階　代表取締役　室井良信　⑤本社　大阪府大阪市北区堂山町５－17イーストサイドビル４階　⑥平成27年５月26日　⑨平成27年７月30日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市北区堂山町５－17イーストサイドビル４階　株式会社ベストホリデートラベル　代表取締役　室井良信

Ｃ　①有限会社トラベルアイ　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－246号　④有限会社トラベルアイ　広島市中区南竹屋町３番５号　大津福治　⑤本社営業所　広島市中区南竹屋町３番５号　⑥平成７年５月10日　⑨平成27年７月30日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島市中区南竹屋町３番５号　有限会社トラベルアイ　取締役　大津福治

Ａ　①有限会社佐土原運送　②第２種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第２－155号　④有限会社佐土原運送　宮崎県宮崎市佐土原町石崎１丁目10－15　代表取締役　秋吉省吾　⑤本社営業所　宮崎県宮崎市佐土原町石崎１丁目10－15　⑥平成22年３月10日　⑦平成27年８月21日　宮崎県知事登録旅行業第３－155号　⑩800万円　⑪宮崎県知事　⑫宮崎県宮崎市佐土原町石崎１丁目10－15　有限会社佐土原運送　代表取締役　秋吉省吾

Ｂ　①株式会社アース（地球の旅）　②第３種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第３－218号　④株式会社アース　鹿児島県指宿市山川成川4229番地11　代表取締役　水流信隆　⑤指宿店　鹿児島県指宿市十二町319－２　⑥平成19年12月21日　⑧平成27年８月28日　⑩300万円　⑪鹿児島県知事　⑫鹿児島県指宿市山川成川4229番地11　株式会社アース　代表取締役　水流信隆

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年９月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ワールドストリーム　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6789号　④株式会社ワールドストリーム　東京都新宿区新宿一丁目19番10号　破産管財人　福本悦朗　⑤本社営業所　東京都新宿区新宿一丁目19番10号　⑥昭和63年８月３日　⑦平成27年７月25日　⑧180万円　⑨900万円